

宇陀市と株式会社類設計室との包括連携協定書

宇陀市（以下「甲」という。）と株式会社類設計室（以下「乙」という。）は、相互に連携及び協力し、地域資源を生かした学びの環境の充実並びに地域価値の向上を図ることにより、持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的として、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の資源及び知見を活用し、人材育成、地域産業の振興、まちづくり及び地域価値の向上に関する取組を推進することにより、地域の持続的発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

1 人材育成及び教育環境の充実

- （1） こどもから大人までを対象とした探究型学習及びソーシャルアントレプレナーシップ教育の推進
- （2） 幼児期からの非認知能力育成に関する取組
- （3） 学校・企業等と連携した学びの機会及び関係人口の創出

2 農業の振興

- （1） 農業担い手育成に関する取組
- （2） オーガニックビレッジ推進及び持続可能な農業モデルの構築
- （3） スマート農業等の技術導入及び実証

3 まちづくり及び拠点形成

- （1） 地域資源、公共空間及び施設等を活用したまちづくりの推進
- （2） 学び・交流・滞在等の機能を有するVUTAIの活用
- （3） その他、地域価値向上に資するまちづくりに関する事項

4 実証及び事業創出

- （1） 地域課題解決に資する実証事業の企画及び実施
- （2） 民間企業、教育機関及び関係団体との共創プロジェクト推進
- （3） 新たな産業及び事業機会の創出に関する連携

5 情報発信及び地域連携

- （1） 連携事業及び地域の魅力に関する情報発信
- （2） 国、県その他関係機関の補助事業等への共同申請及び実施
- （3） VUTAIを活用した災害時の連携
- （4） その他、本協定の目的達成に必要な事項

(役割及び協力)

第3条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、相互に情報共有を図り、それぞれの強みを生かしながら、連携事業の企画及び実施において協力するものとする。

(推進体制)

第4条 本協定に基づく取組を円滑に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて協議及び情報交換の場を設けるものとする。

(費用負担)

第5条 本協定に基づき実施する個別事業に要する費用については、必要に応じて甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく取組により知り得た相手方の秘密情報について、相手方の承諾なく第三者に開示してはならない。

(変更及び解除)

第7条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定の内容を変更し、又は解除することができるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解約の意思表示がない場合は、同一条件によりさらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月30日

甲 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市
宇陀市長

金剛一智

乙 大阪府大阪市淀川区西中島4-3-2類ビル

株式会社 類設計室

代表取締役社長

河部 弘